

宿泊約款

マイグレ株式会社

第1条（適用範囲）

1. 当館が、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当館が、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
 - （1）宿泊者名
 - （2）宿泊日及び到着予定時刻
 - （3）宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
 - （4）その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

第4条（宿泊契約締結の拒否）

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- （1）宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- （2）満室（員）により客室の余裕がないとき。
- （3）宿泊しようとする者、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- （4）宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同法第2条第6号にきていする暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
- （5）宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- （6）宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
- （7）宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。

（8）宿泊しようとするものが、当館に対し、その実施に伴う負担が荷重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。

（9）天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

第5条（宿泊契約締結の拒否の説明）

宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

第6条（宿泊客の契約解除権）

1. 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客がその責に帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。
3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

第7条（当館の契約解除権）

1. 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当館が、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
 - （1）宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - （2）宿泊客が次のイからハに該当すると認められたとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの
 - （3）宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - （4）宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
 - （5）宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
 - （6）宿泊しようとするものが、当館に対し、その実施に伴う負担が荷重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
 - （7）天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - （8）寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

第8条（宿泊の登録）

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当館のセルフチェックインタブレットにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
 - (2) 宿泊客代表者メールアドレス
 - (3) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第10条の料金の支払いを、通貨又はクレジットカードにより行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条（客室の使用時間）

1. 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後4時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

レイトチェックアウト料金 上限午後1時まで

前日までのご連絡：1時間につき ¥4,000（税込）

当日のご連絡：1時間につき ¥6,000（税込）

※施設の予約・利用状況によって上限時間は変わります。

第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条（料金の支払い）

1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又はクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当館が請求した際、行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条（当館の責任）

1. 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第13条（契約した客室の提供ができないときの取扱い）

1. 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

第14条（宿泊客の手荷物又は携帯品の保管）

宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合に

において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

第15条（駐車の実責任）

宿泊客が当館の駐車場を利用する場合・車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第16条（宿泊客の実責任）

1. 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。
2. 七輪や火おこし器等、当館での使用を目的とした燃焼器具の持ち込みは禁止しております。使用が確認できた場合は、違約金10,000円（税込）を申し受けます。
3. 当館の屋内は、全面禁煙です。屋内で喫煙を確認できた場合は、違約金30,000円（税込）を申し受けます。
4. 宿泊中のセルフヘアカラーは禁止しております。施設設備に染粉や液体等の付着・浸透が認められた場合、その損害を賠償いただく場合がございます。

第17条（宿泊約款の変更）

1. 宿泊約款は、定型約款に該当し、各条項は、宿泊客の一般の利益に適合する場合又は変更を必要とする相当の事由があると認められる場合に変更いたします。
2. 宿泊約款の変更は、宿泊約款の変更内容が当ウェブサイトで公開された後、指定された効力発生日から適用されます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条第1項及び第10条第1項関係）

[宿泊客が支払うべき総額（①+②+③）]

- ① 宿泊料金： 基本宿泊料（室料及び食材、グリル等調理機器利用料）
- ② 追加料金： グリル等調理機器利用料、レイトチェックアウト料
- ③ 税金： 消費税、宿泊税（各都道府県の条例による）、入湯税（温泉地のみ）

※基本宿泊料は各宿泊予約サイト（OTA）に掲示する料金表によります。

※①の食材・調理機器利用料は食事付きご予約プランにより付加されます。

[子供料金]

- 小学生： 大人料金の100%
- 幼児： 食事・布団あり 受け入れなし
- 幼児： 食事あり 受け入れなし
- 幼児： 布団あり 大人料金の100%
- 幼児： 食事・布団なし 無料

別表第2 違約金（第5条第2項関係）

[基本宿泊料に対する違約金の比率]

- 1. 不泊 100%
- 2. 当日 100%
- 3. 前日 80%
- 4. 7日～2日前 50%
- 5. 30日～8日前 10%

※契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分の違約金を収受します。

附則

令和7年7月25日改正 効力発生日令和7年8月1日